

## 仕 様 書

1 件 名 令和8年度生徒用作業服等の販売について

2 履行場所 東京都立城東職業能力開発センター  
東京都足立区綾瀬5-6-1

3 販売時期、数量 別紙2のとおり

4 その他

- (1) 当センター指定の入校手続日に入校予定者に試着をさせ、採寸し、代金受取の上注文受付をすること。  
その際、入校予定者に領収書を渡すこと。
- (2) 入校手続日に注文ができない入校予定者については、電話による受付、又は直接店頭で対応すること。
- (3) 当センター指定の納品日に購入者（生徒）に作業服を渡すこと。
- (4) 販売する作業服は、別紙「内訳書」の仕様とする。仕様で判断できないものは、「内訳書（その他欄）」に記載の製品と同等以上のものとする。
- (5) 作業服（上）は、胸にネーム（生徒名字）を入れること。（住宅内外装仕上科、実務作業科は除く。）
- (6) 作業服（下）は、試着後、裾上げすること。
- (7) 建築設備施工科は、帽子にネーム（生徒名字）を入れること。
- (8) U-30 トータルペイント科は、4月生と10月生の作業服の色を変えること。
- (9) 電気設備管理科は、4月生と10月生（同色）と7月生と1月生（同色）で作業服の色を変えること。
- (10) 販売については、販売業者と購入者（生徒）との売買契約とし、本校による立替、販売等の行為は行わない。また、注文後にキャンセルとなった場合は、販売業者と購入者（生徒）の間で売買契約の事後処理を行うこと。
- (11) 販売後及び訓練期間中、購入者に責任がないトラブルについては、販売業者の責任にて対応すること。
- (12) 見積書の価格表示は、それぞれの品目において単価ごとに見積り、消費税は内税とする。作業服（上）、帽子は、ネーム入代金、作業服（下）は、裾上げ代金も含めること。
- (13) 特別サイズで価格が異なる場合はサイズ（3L等）を明示し、変動価格を（+、-）で見積ること。
- (14) 価格・商品・対応等を考慮して作業服販売業者を決定する。
- (15) 上記の外疑義のある場合は、その都度担当者と調整すること。

5 担 当 者 東京都立城東職業能力開発センター  
人材育成課 経理担当 （見積書について）  
訓練課 能力開発担当 （仕様内容について）

〒120-0005

東京都足立区綾瀬5-6-1

Tel 03(3605)6140

Fax 03(3605)6124